

富山県社会福祉審議会

日 時：平成28年2月25日（木）午後2時～3時40分

場 所：富山県民会館701号室

1 開 会

【司会】 定刻になりましたので、富山県社会福祉審議会を始めさせていただきます。

まず初めに、車谷厚生部次長からご挨拶申し上げます。

2 挨 拶

【車谷厚生部次長】 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から県の社会福祉に関する各施策にご理解とご協力をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、近年、少子高齢化の進行、大家族ではなくて核家族化といった家族形態、また住民の皆さん、県民の皆さんの意識の変化、価値観や生活様式の多様化などによりまして、福祉のあり方やニーズも多様化しております。そうしたことを考えますと、地域における福祉力の向上ということがますます重要になっていると考えております。

県といたしましても、今年度、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援の充実や強化、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み、さらには子ども・子育て支援新制度への対応、また4月1日から障害者の差別解消に向けた法律や条例が施行されますけれども、そういう障害者への差別を解消するための各種準備、具体的にはガイドラインの策定準備などを進めておりまして、県民誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて全力で取り組んでいるところであります。

また、昨今、国では、一億総活躍社会に向けた「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の実現について、必要な法整備を含めた制度定着のための検討を進めることとしておりまして、福祉を取り巻く環境というのは、これは今年に限らず、この数年というか、この十数年というような感じもしますけれども、本当に大きく変化してきていると思います。

本日は、委員の皆様方には、この審議会におきまして、新たな富山県民福祉基本計画の

策定に向けた進め方をはじめ、この後、各課から説明がありますが、各種計画やガイドラインの策定準備を進めており、そうしたことについてご審議いただきたいと考えておりますので、こうした国の動きなども踏まえながら、幅広い観点から、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、事務局から委員の出席状況について報告させていただきます。

本審議会の委員総数は26名でございます。現在、そのうち22名の委員に出席いただいておりますので、富山県社会福祉審議会条例第6条第3項の定足数（過半数）に達していることをご報告いたします。

それでは、議事の進行を岩城委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 議 事

（1）新たな富山県民福祉基本計画の策定について

【岩城委員長】 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました岩城でございます。皆様のご協力の下、円滑な審議会運営に努めたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

さて、福祉に対するニーズが複雑・多様化している中で、この審議会の果たす役割もますます重要になってきているかと思っております。

委員の皆様におかれましては、本県における福祉施策の効果的な推進のため、幅広い観点からご意見やご提言をいただきたいと思っております。

本日の議事は、新たな富山県民福祉基本計画の策定となっておりますが、併せて、社会福祉関係施策や現行の富山県民福祉基本計画（改定版）の進捗状況についての報告もございます。

3時30分を目途に議事を進めたいと思っておりますので、進行にご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第の順序に従って進めたいと思っております。

議事の新たな富山県民福祉基本計画の策定については、知事から諮問されておりますので、その前提となる事柄について事務局から説明をお願いいたします。

【利川厚生企画課長】 厚生企画課長の利川と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

資料は、お手元にございます資料1-1をごらんください。

知事から本日付けでこの審議会に対しまして、「福祉に関する施策の基本となる計画の策定について意見を求める」という旨の諮問がされました。この福祉に関する施策の基本となる計画といひますが、富山県民福祉基本計画のことでございます。

次のページ、資料1-2をごらんください。新たな県民福祉基本計画の概要を記載いたしてあります。

資料の下の方には、参考としまして計画の位置付けについて図式化してあります。

ちょうど図の真ん中に県民福祉基本計画がございますけれども、その上の右側に「富山県民福祉条例」、そして左側に「社会福祉法」に基づく計画という位置付けになってございます。

右側の富山県民福祉条例第11条では、「知事は、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉に関する施策の基本となる計画を定めるものとする」と規定されており、この基本計画に盛り込まれる内容につきましては、「福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱」ということになってございます。

また、この計画は、社会福祉法第108条に定められた都道府県地域福祉支援計画として、市町村における地域福祉の推進を支援するという性格も有しているところでございます。

他に計画の基本となるものといひまして、今ほどごらんいただきました図の上の方にございます、いわゆる県の総合計画「新・元気とやま創造計画」を踏まえた分野別計画という位置付けでもございます。

それから、今申し上げました総合計画のほか、図の左側に書いてございますけれども、昨年10月に策定されましたとやま未来創生戦略、これは国の「まち・ひと・しごと創生法」というのがありますけれども、それに基づく地方創生に関する計画でございますが、これらとの整合を図りながら策定されることになろうかと思っております。

下の方には高齢者、障害者、児童に関する個別計画がございますけれども、それらとの関係は、各個別計画をリードあるいは役割分担しているということでございます。

この新たな計画策定をどのように進めていくのかということ、スケジュールの目安でございますけれども、そのことにつきましては次のページの資料1-3に簡単にまとめてございます。

左側の欄に、この審議会であります「社会福祉審議会」の欄がございます。真ん中に「福祉基本計画専門分科会」とありますけれども、これは特別にこの県民福祉基本計画につきまして調査、審議するために、この審議会の専門分科会として設けられているものでございます。

この専門分科会の委員につきましては、次のページ、資料1-4に記載のとおりでございます。親の審議会に当たりますこの審議会から宮田副委員長、武隈委員にご参加いただきますほか、臨時委員と合わせまして計10名で構成されております。

恐れ入りますが、また資料1-3に戻っていただきまして、2月の欄に「諮問、全体会」とありますが、これが本日の会議に当たります。

新年度に入りまして、4月以降から秋までの間に、この福祉基本計画専門分科会におきましておおむね3回程度の会議を経まして、中間報告案を取りまとめていきたいと思っております。

その後、本審議会でも審議して確定させていただいて、パブリックコメントを実施すると、その後、若干微調整しまして、答申案について専門分科会での審議、本審議会での審議を経て、平成28年度中に知事への答申という段取りで考えてございます。

資料1-5をごらんください。A3横のカラーの資料でございますけれども、これは現在の県民福祉基本計画の概要でございます。

真ん中に「計画の目標」と書いてございます。「～誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造～ 人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》」となっております、その下に記載のとおり、「3つの施策の柱」と書いてございますが、左側に「ひとづくり」、真ん中に「地域づくり」、そして右側に「しくみづくり」という3本柱によって施策を推進しているところでございます。

そして、この資料の上段の右側に計画の期間が書いてございます。現行の計画は平成24年度から28年度までの計画となっておりますので、28年度中に29年度からの5カ年計画とした新たな県民福祉基本計画を策定したいということでございます。

大体こんな感じでございますけれども、1点だけ補足させていただきます。社会福祉審議会条例では、「専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されておりますが、県民福祉基本計画の重要性に鑑みまして、この親の審議会の決議をもって答申する扱いと考えているところでございます。この点につきましてもご審議いただければと思います。以上でございます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして何かご意見等がありましたらお願いいたします。

【宮田副委員長】 スケジュールのところでも少し思ったのですが、地域福祉施策の大綱としての性格も、市町村の地域福祉計画を支援する性格付けもある訳で、審議会あるいは専門分科会で検討することももちろん大切なことですが、できれば、今後ますます地域で支える福祉を重視するという流れになっていくと思いますので、地域でのさまざまな取組みや活動、あるいは市町村レベルの特色ある取組みが、富山県は非常に盛んですので、ぜひそういった人たちの、例えばフォーラムのようなもの開催してはどうでしょうか。確か、最初に計画を策定したときもサンシップで、もうお亡くなりになりましたけれど、福祉顧問でいらした三浦文夫先生もご出席いただいてシティフォーラムをやった覚えがありますが、あ那时的三浦先生の発言で覚えていますのは、「地域福祉計画というのは市民と行政の契約書なんだ」と。「両方の力で、これからこういう地域をつくる。こういう福祉をつかっていこうということだ」という指摘があったと記憶していますが、そういうプロセスが非常に大事だと思います。

パブリックコメントももちろん良いのですが、ややもすると、インターネットに長けた人だけの意見が出てくるということがありますので、関係団体、関係機関、地域のNPO、ボランティアだとか、多くの人たちの意見もそういう場で聞いておいた方が良いのではないかと思います。

もちろんそれを全部反映できる訳ではないですが、限られたメンバーだけの議論では思い付かないところや指摘などもあると思いますので、予算的になかなか難しいかもしれませんが、何か工夫をしてそういう機会を設けることができれば良いと思います。

よろしくお願いいたします。

【利川厚生企画課長】 大変貴重なご意見をいただいたと思います。宮田副委員長がおっしゃったように、予算的な部分とおっしゃいましたが、確かにそういう部分はありますけれども、どういう形でできるだけ多くの皆様のご意見を聞けるか、ちょっとやり方を考えさせていただきたいと思います。

いずれにしろ何らかの形で、より多くの方々、色々と取組みをなさっている方々の意見をできるだけ集約できるように工夫してみたいと思います。

ありがとうございました。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。できるだけ多くの方々からの意見聴取の機会を設けて取り入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

そのほか、何かご意見等はございますか。他にご意見がないようですので、時間がありませんでしたら、改めてご意見を伺いたいと思います。

本件につきましては、今後、福祉基本計画専門分科会で審議していただいた後、この審議会の決議をもって答申することとしたいと思います。

4 報 告

(1) 平成28年度富山県福祉関係予算(案)について

(2) 福祉関係施策の現状と課題について

ア 高齢者施策について

イ 児童施策について

ウ 障害者施策について

(3) 富山県民福祉基本計画(改定版)の進捗状況について

【岩城委員長】 それでは次に、県からの報告事項でございます。

報告については、「(1) 平成28年度富山県社会福祉関係予算(案)」から「(3) 富山県民福祉基本計画(改定版)の進捗状況」までまとめて説明していただいた後、質疑応答としたいと思っております。

では、次第の順に沿って報告をお願いいたします。

【利川厚生企画課長】 それでは、最初の部分でございます。資料2の「平成28年度富山県社会福祉関係予算」につきまして、書いてある内容は大変ボリュームがありますので、主立ったものだけ簡単に説明させていただきます。

タイトルは「地域共生福祉の推進」ということで、左側に「地域包括ケアの推進」、その下に「福祉人材の養成・確保・資質向上」、右側へ行きまして「子育て支援等の充実」、そして「障害者福祉の充実」と4つに分けて整理してございます。

まず左上の部分の「地域包括ケア」でございます。

「地域における福祉システムの形成」ということで、見守り活動等を行いますふれあいコミュニティ・ケアネット21事業を引き続き実施しますとともに、富山型デイサービスの施設整備あるいはソフト面での支援も引き続き充実させていきたいと思っております。

次に、左側の「介護予防（社会参加）・生活支援の充実・確保」でございますけれども、この点につきましては、まずは地域包括ケアシステムの普及啓発をやっていきたいと思いますということで引き続き各種事業を実施するほか、エイジレス社会リーダーの養成や、「(新)」となっておりますが、生涯暮らしたいまちづくりについて検討を進めていきたいと思っております。それから、全国健康福祉祭（ねんりんピック）が平成30年に本県で開催されますけれども、その開催に向けた準備を順次進めていく予定にしております。

次に、右側の枠に移ります。「在宅医療・訪問看護の推進」ということで、県の在宅医療支援センターの運営あるいは在宅医療支援センター支援事業ということで進めていきます。新しい事業としまして、医療・介護の情報共有基盤の整備、それから、訪問看護職員の確保・定着のための働き方改革ということで、テレワーク型モデル事業あるいは訪問看護師のトライアル雇用等も進めていきたいと思っております。訪問看護ステーション業務改善推進事業では、ICT活用による訪問看護師の業務負担の軽減といった取組みもしていこうと思っております。

その下、「認知症施策の推進」でございますけれども、新規事業として、若年性認知症支援コーディネーターを設置する予定にしております。

「在宅・施設のバランスのとれたサービスの充実」については、地域密着型介護基盤整備を拡充して実施するというので、ここだけで13億の数字が載っております。それから、特別養護老人ホームの整備も引き続き整備を進めていくことにしております。

次は「福祉人材の養成・確保・資質向上」でございます。

左側に介護ボランティアの養成、介護従事者参入促進ということで、基礎的知識・技術の入門研修等を実施する。さらに介護職員産休等取得支援として、産休等の際に必要な代替職員確保に要する経費に対して支援するというので、あるいは介護人材移住応援事業ということで、県外の介護人材の移住促進に向けた取組みを進めることとしております。右側へ行きまして、2つ目、登録喀痰吸引等研修支援ということで、医療的ケアを適切に行う介護職員の養成を支援する。それから、がんばる介護事業所表彰事業で、利用者の健康維持あるいは雇用管理改善に取り組む事業所を表彰していくこともしたいと思っております。一番下には介護業務環境改善事業ということで、介護ロボットを活用した先駆的な取組みについても支援することにいたしております。

右側へ行きまして、子育て支援の関係でございます。

「家庭、地域における子育て支援」ということで、まずは子ども・子育て支援新制度の

円滑な実施ということで、給付事業、あるいは認定こども園の整備、特別保育、病児・病後児保育も進めていくことにしています。他に、保育士の確保という観点で幾つか事業が載っていますが、年度途中入所等保育士確保事業ということで、年度途中に入所される子どもさんに対応するための保育士確保支援を拡充するということもやりたいと思っておりますし、食物アレルギー対応、保育補助者雇上、これらについても支援してまいります。それと、右上にあります、潜在保育士の再就職支援という取組みも進めていきたいと思っています。それから、経済的負担の軽減・子育て支援の機運の醸成ということで、保育料軽減のほか、がんばる子育て家庭支援融資・利子補給、それから新しい取組みとしまして、第4子以上誕生祝い事業というのがございます。第4子以上が生まれた家庭を社会全体で祝うため、広報紙での紹介、あるいは県立文化・スポーツ施設の利用パスポートの配布というような取組みもしたいと思っております。

次に、「特別な支援を要する子ども・家庭等への支援」ということで、ひとり親家庭に対して貸付金等を幾つかメニューを持って進めていきたいということがございます。

次の項目、「女性の健康づくり、出産に対する支援」では、産前・産後ケア支援強化事業、あるいは、不妊治療費助成事業などを拡充して進めていくことにしております。

続きまして、4つ目の柱「障害者福祉の充実」でございます。

先ほども話がありましたように、今年4月から法律、条例が施行されるということで、まず「理解の促進と権利擁護の推進」といたしまして、障害者理解普及啓発事業ということで、広域専門相談員の配置やフォーラムを開催するなどの取組みを進めていくことといたしております。

「自立と社会参加支援」に関しましては、その中でも地域生活の支援の面では、障害者グループホームあるいは精神障害者グループホームの設置を促進していきます。

あるいは、工賃水準の向上ということで、向上に向けた各種支援事業を進めていく予定にしております。

右側へ行きまして、「適切なサービスの提供」ということで、去る1月に開業いたしました富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの第2期工事を進めていき、もちろん新病院の運営等も着実にやっていく予定にしております。次の項目、多様な障害等に対する対応ということで、新規事業として、発達障害地域支援体制人材育成事業を実施し、事業所や小児科医に対する研修の実施などの取組みを進めていくこととしております。

主立ったものだけの説明でございますが、以上でございます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、社会福祉関係施策の現状と課題について説明をお願いします。

【長田高齢福祉課長】 高齢福祉課長をしております長田でございます。よろしくお願ひします。

私からは、資料3について説明させていただきます。それでは、資料3-1の1ページ目をごらんください。

まず、平成26年度の介護保険制度の施行状況についてご報告いたします。

「(1) 要介護(要支援)認定者数の推移」ですが、要介護(要支援)認定者数は平成27年3月末現在5万9,030人で、制度の開始時から約2.5倍に増加しております。この増加している理由としましては、介護保険制度が定着してきたことに加えまして、やはり平均寿命が延びていることにより介護が必要となる高齢者数も増加していることが要因と考えております。また、表の2行目に対65歳以上人口比、いわゆる要介護(要支援)の認定率を記載しておりますが、平成27年3月現在18.1%で、全国平均17.9%より若干高くなっているところでございます。

次に、「(2) 要介護度別分布状況」ですが、要介護度別の人口比を全国平均と比較しますと、本県は要支援者の割合が低く、水色にマーカーしてある要介護者の割合が高くなっております。本県は全国より高齢化が進んでおり、75歳以上高齢者の割合も全国より高いことが要因と考えております。

続きまして、資料の2ページ目をごらんください。サービス受給者数の推移ですが、平成26年度の月平均が5万841人で、制度開始時の平成12年度と比較すると約2.4倍となっております。その内訳を見ますと、棒グラフの青いところですが、居宅サービスが2.8倍、地域密着サービスが18年度比4.5倍と大きく伸びており、また施設サービスは1.3倍の伸びとなっております。主なサービスの内訳はその下の(イ)の表のとおりですが、説明は省略させていただきます。

次に、資料の3ページ目をごらんください。「3 介護給付費の推移」ですが、平成26年度は約957億円で、平成12年度と比較すると約2.3倍となっております。その内訳は、居宅サービスが4.0倍、地域密着サービスが平成18年度比4.9倍と大きく伸びており、また施設サービスは1.4倍の伸びとなっております。主なサービスの内訳は下の(イ)の表のとおりですが、説明は省略させていただきます。

次に、資料の4ページ目をごらんください。サービスの供給体制ですが、(1)にあり

ますとおり、平成27年3月現在、居宅サービス事業所数は地域密着サービス事業所を含めまして1,831事業所で、ページ中ほどの表にあるとおり、グループホームなどの地域密着型サービスが増加しているところでございます。また、(2)にありますとおり、施設の入所定員につきましては、特養が1.8倍に増えるなど、全体として1.4倍に増加しているところでございます。今後とも、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実を図りながら、介護保険制度が適切に運営されるよう努めてまいります。

続きまして、資料3-2をごらんください。これは、地域包括ケアシステム構築に向けました県の取組み状況をまとめたものでございます。

資料の左下にありますとおり、26年度に地域包括ケアシステム推進会議を立ち上げ、官民が連携して取組みを進めるための共同宣言を採択いたしました。今年度からその共同宣言の趣旨を踏まえ、資料右側になりますけれども、まず普及啓発としまして、県民フォーラムの開催、シンボルマークの作成などに取り組んだほか、生活支援、介護予防等の地域包括ケアを実践する団体の募集・登録も進めました。これは、今年2月現在で393の団体に登録いただいております。引き続き登録数が増えるよう努力してまいります。また、地域包括ケア実践顕彰の創設とありますが、積極的に実践されている団体の顕彰などにも取り組んでおります。

さらに、在宅医療を推進するため、県在宅医療支援センターの設置あるいは郡市医師会が設置する在宅医療支援センターへの支援、また訪問看護ステーションの整備に対する助成などに取り組んでおります。

「市町村の取組み支援」とありますが、地域包括ケアシステムを主体となって構築している市町村職員に対するセミナーや、モデル事業の実施などによりまして、市町村の取組みを支援しているところでございます。

私からの報告は以上です。よろしく願いいたします。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、児童施策について説明をお願いします。

【永原児童青年家庭課長】 児童青年家庭課長の永原でございます。私からは、児童施策に関する現状と課題につきまして報告させていただきます。

お手元の資料4になりますけれど、資料4-2「すべての子どもと安心と希望の実現に向けた取組み」から説明させていただきます。通常のお子さんだけではなく、特別な支援を要するお子さんもしくは家庭に対する支援についての今後の施策の方向性をご説明い

たします。

まず一番左側に「現状と課題」を書いてございます。近年、子どもの貧困ということが大変クローズアップされておりました、特に経済的に弱い状況にあるひとり親家庭、たくさんお子さんがいらっしゃる家庭につきましての課題が近年、問題になっているところがございます。そういった家庭は当然お子さんに十分な対応ができないため、貧困の連鎖が続くということが指摘されております。こういう困っている家庭に対して、施策は色々ありながらも、必要な人に適切な相談窓口や支援が届いていないといった課題が指摘されているところがございます。また、子育てや教育に当然お金が掛かるということも、そういった困窮家庭にとってはより大きな課題であると考えております。データとして、資料にひとり親家庭の数が書いてありますが、全国的に比べるとそれほどでもありませんが、やはり増えている状況でございます。

お子さん自身の問題で言いますと、まず心身や生活面から申し上げれば、不登校、ひきこもり等、子どもから、もっと成長して若者になっても問題が複雑化・深刻化していて、それに十分対処しきれないという問題がございます。他に、教育分野からの課題ですけれども、いわゆる中1ギャップという問題もあるということがございます。それから、データの的には、ひきこもりの方も一定数いらっしゃるということ、それから不登校のお子さんも増加している、小学校、高校で増加、中学校では長期化する傾向もあるということがございます。進路面、学習面からの課題といたしましては、児童養護施設に入っているお子さんもいらっしゃるんですが、18歳になると施設を出ることになりますので、その後の自立が困難な状況があるということです。そして、ひとり親家庭の統計を見ますと、どうも進学率があまり高くないということで、それがより良い仕事をやれないことによって貧困の連鎖につながっているという指摘があります。

次に、相談支援体制につきましては、子ども全般につきまして児童相談所が色々と相談に乗る形になっておりますけれども、先ほどから出ている問題が複雑化・深刻化ということに対応するための体制の充実や、より専門的な対応が求められているところがございます。また、家庭での虐待が不登校やいじめの問題につながっている可能性も指摘されているところがございます。虐待件数につきましては、10年前に比べますと、本県の場合6割増と全国よりは少ないのですが、やはり一定数そういった悩みを抱えている方がいらっしゃるということは変わっていない状況でございます。

こういった課題に向けまして、これまでも色々取り組んできておりますけれども、資

料の一番右の列になりますが、平成28年度には県の予算、また国の予算を活用したさまざまな取組みを展開していきたいと考えております。先ほど県全体の予算の説明がありましたので、重複する部分は省略させていただきますが、まず1番目の「家庭・親への支援」については、ひとり親家庭の親御さんとか、お子さんも高卒程度の資格を取ることによって次のいい仕事を選べるよう、高卒認定試験の合格を支援するといった事業です。4つ目になりますけれども、多子世帯・ひとり親世帯の対応につきましては、収入が360万円未満の世帯の方の保育料を軽減するといった新たな取組みも進めてございます。

次に、「子供への支援」といたしまして、児童養護施設を退所されたお子さんに対して、就職・進学する場合に住居費用を貸し付けて、その後、定職につけば返済を免除する制度を導入したいと考えております。また、児童相談所でお子さんを一時保護する場合は、親が連れ戻しに来る可能性があるのも基本的には外出できないのですが、この場合は学校に行けませんので、そういったお子さんを学習指導するためにスタッフを配置するという事業にも取り組む予定としております。また、ひとり親家庭のお子さんに学習ボランティアの方が勉強を教えるという事業を現在県内6カ所でやっておりますが、これを9カ所程度に拡大して実施したいと思っております。

「相談支援体制の充実」につきましては、2つ目の困難を有する子ども・若者への支援体制づくりということで、ひきこもりや不登校、ニート、非行など、社会生活を円滑に営む上で困難を持っているお子さん、若者、またその保護者の方々の相談に対応できるように、福祉、教育、雇用、警察など、関係する行政機関やNPOをつなぐ新たな協議会を設置して、さらに、そういう窓口で相談を受けていらっしゃる方のスキルアップをするような取組みをしたいと考えております。以上が資料4-2の説明でございます。

戻っていただきまして、資料4-1でございますが、家庭的養護推進計画というものを今年度中に策定したいと考えております。先日からパブリックコメントも実施しておりますけれども、こちらは策定の経緯に書いてございますが、保護者から適切な養育を受けられない児童を、社会全体で公的な責任のもとに養育を行う「社会的養護」という仕組みがありますが、現在、全国的には施設養護が9割、里親さんが1割という状況でございます。本県の場合は、施設で8割、里親さんで2割にこういったお子さんのお世話をいただいているところでございますが、国ではこの割合を変えていくと。具体的に言えば、下の表にございますけれども、一番左側、児童養護施設、乳児院、これが施設による養護でございます。県内には3カ所の児童養護施設と1カ所の乳児院があります。それから、反対側、

一番右側に里親さん、今81組ご登録いただいて、実際には26組でお子さんを預かっていたという状況でございます。真ん中のグループホーム、分園型の小規模グループホームケアは、今のところ本県にはまだ存在していない状態でございますが、この3種類のカテゴリーをそれぞれ3分の1ずつにしていくという目標を国が打ち出しております、県としましても、これに沿った取組みを今後十数年かけてやっていきたいと考えております。その計画がこの家庭的養護推進計画ということになります。

1ページめくっていただきまして、この計画の策定に当たりましては、先ほど説明がありましたとやま未来創生戦略が今年の10月に策定されておりますが、その際に推計されております県の将来人口に基づきまして、将来どの程度社会的養護が必要なお子さんがいるのかを積算いたしました。15年後の平成41年には175名程度と見積もっております。この175名をそれぞれ3分の1ずつ、施設とグループホームと里親ないしはファミリーホームでお預かりいただくという形で進めてまいりたいというのが計画の内容でございます。ただ、そのためには、施設整備や施設職員のスキルアップというような課題がございますので、これらにつきましては、運営主体の法人さん等と話をしながら今後進めていきたいと考えております。

最後に、資料4-3でございます。これも先ほど少しご説明いたしましたが、ひとり親家庭が非常に厳しい状況になるということで、法律に基づきまして5年間の自立促進計画を策定することとなっております、ちょうど策定のタイミングに来ているものですから、今年度中に新たな計画を策定したいと考えております。こちらは、5年前に第2次計画を策定しております、真ん中の表でございますが、太く囲んでございます基本的施策というものを5つの柱で立て、その上で、さまざまな施策をその下に展開するというようになっております。基本的には、第2次の計画を踏まえまして、過去5年間で国の方で新たに入れてきたメニューや県単独でやっている事業を盛り込んで第3次の計画としたいと考えております。大きく変わった点につきましては、基本的施策の①で、広報啓発という観点を追加しました。なかなか必要な方に必要な対策が届いていない現状を踏まえまして、啓発等を強化する必要があるということでございます。④には、面会交流の推進を追加しております。これは、面会交流することで養育費が確保しやすくなり、お子さんの情緒的な問題も軽くなるという現状がありますことから、面会交流も含めて推進をした方が良くして国の方針が見直されたものでございます。以下に書いてあるようなスケジュールで、こちらもパブリックコメントを実施しております、今年度中の策定をしたいと考えてお

ります。以上でございます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

次に、障害者施策についてご説明をお願いします。

【石浦障害福祉課長】 障害福祉課長の石浦と申します。私からは、本年4月1日から施行される「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」についてご説明させていただきます。

まず、この条例の概要について簡単に説明したいと思いますので、資料5別紙1の概要をごらんください。この条例は、4月1日から施行されます国の法律である、いわゆる障害者差別解消法と相まって、右上の2段目に書いてありますが、すべての障害のある人が安心して暮らすことができる社会の実現を目指しております。そのために、この条例では、県や県民の皆さんの責務を規定し、相談体制の取組みということで、左側の真ん中ですが、地域相談員等による相談体制を整備いたしますし、右側に「紛争解決の体制」とありますが、差別に関する相談でも解決できなかった場合の申立てによる解決の体制として調整委員会を設立すること等に取り組むこととしております。

また、右下に「普及啓発等」とございますが、障害への理解を深めるための普及啓発や、学校における障害者への正しい知識を持つための教育等を行う旨の項目がこの条例の中に盛り込まれております。この障害者差別解消に関する条例は、富山県は全国で10番目に策定されましたが、この普及啓発の3番目の「学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進」という教育に関して条例の中で規定しているものは、現在のところ富山県の条例だけとなっております。

この資料には記載しておりませんが、条例と国の法律である障害者差別解消法が一番大きな違いは、障害を理由とする差別の禁止の対象が、法律においては行政機関や事業者という区分をしていますが、条例では対象が「何人も」ということで、県内にいるあらゆる人を対象としております。また、合理的配慮の提供につきましても、法律では事業者の努力義務であるのに対して、県の条例では「何人も」と、あらゆる人について、過重な負担でない限り義務という形になっているところが大きな違いでございます。

再び1ページ目にお戻りください。「2 条例施行に向けた主な取組み」で、若干繰り返しになりますが、まずは相談体制の整備として、障害のある人が身近なところで相談できるように、市町村が委嘱しております身体障害者相談員や知的障害者相談員、その他知事が適当と認める者として精神障害者家族相談員、それから保健センター等にいらっしや

いますメンタルヘルスサポーターなどに地域相談員として委託することとしております。現在、314名を地域相談員として配置する予定としております。地域相談員の役割ですが、助言や情報提供、関係者間の調整と記載されておりますが、まずは地域相談員から広域専門相談員とか関係機関へのつなぎ役をやっていただければと考えているところでございます。広域専門相談員は、地域相談員に対して指導・助言を行うことになっております。

次に、「(2)の紛争解決体制の整備」についてですが、これは今ほど説明しました相談員や関係機関に相談して、それでもなかなか解決できないというときで、障害のある人から県に対して助言・あっせんの申し立てがあった場合に、調整委員会による助言・あっせんで解決につなげていくという仕組みでございます。調整委員会につきましては、昨年11月に立ち上げたところでございます。

「(3)富山県障害者差別解消ガイドライン(仮称)の策定」でございますが、障害者差別解消ガイドラインというのは、先ほどの相談員が障害のある人からの相談に対応する際の判断基準になったり、障害のある人から先ほどの助言・あっせんの申し立てがあった場合に、調整委員会における判断基準になることがまず1点目であります。またこの他に、こういった事例が差別になる可能性があるとか、こんな合理的配慮が必要ではないかということ、障害のある人、ない人、県民全般にその目安となる具体例として示すものであること。また、このガイドライン自身を具体例とすることによって、障害に対する正しい理解が進み、少しでも多くの障害を理由とした差別が解消されることを目的としております。

別紙2のとおり、2月18日から来月3日まで、このガイドライン案に対して、パブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めているところでございます。

そして、次のページのA3カラーの資料でございますが、これは現時点での障害者差別解消ガイドライン案の概要で、特に下の表ですけれど、ここに障害を理由とする不利益な取扱いや合理的な配慮の提供の具体例が分野ごとに1、2例ずつ載っています。ガイドライン本体はお配りしておりませんが、その中には不利益な取扱いや合理的な配慮の提供を行う具体例を多く載せて、皆さんに参考にしていただきたいということで、現在作成しているところでございます。

再び1ページ目にお戻りください。最後に今後の予定でございます。今ほど申しましたとおり、2月18日から3月3日までパブリックコメントを実施しているところでございます。3月には、地域相談員や広域専門相談員の予定者の研修を実施する予定としております。

す。そして、3月25日に開催する調整委員会や県障害者施策推進協議会においてガイドラインの最終案を審議していただき、3月末までにガイドラインを策定することとしております。また、条例施行の4月1日から県庁内に相談窓口を設置いたします。4月以降については、このガイドラインのパンフレット等を作成して、改めて県民・事業者への周知を図っていくなど、障害を理由とする差別の解消に向けてしっかり取り組んでいくこととしております。以上、簡単ではありますが、私からの説明とさせていただきます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

次に、富山県民福祉基本計画（改定版）の進捗状況についてご説明をお願いいたします。

【利川厚生企画課長】 それでは、資料6に基づきまして説明させていただきます。

富山県民福祉基本計画では、さまざまな具体的な施策を盛り込みますとともに、それぞれ達成すべき指標を掲げております。その進捗状況を取りまとめましたものがこの資料6でございます。

まず1番目、「ひとづくり」関係の指標でございます。主立ったものだけピックアップして説明させていただきますけれども、まず1つ目の「介護サービスにおける介護職員数」に関しましては、平成22年を基点にしまして、75歳以上の要介護認定者の伸び率に沿った形で職員数も増やしていく必要があるということで、平成33年までの目標を立てております。平成25年10月現在の実績が直近データで1万5,296人ということで、計画上は平成28年の目標を上回っておりますけれども、昨年策定いたしました第6期介護保険事業支援計画では、平成29年に1万9,000人、さらに平成37年で2万2,000人という目標を定めておりますので、今後の新しい計画策定作業の中で新たな目標を設定していきたいと考えております。

次の「介護福祉士県内登録者数」ですが、これは累計でございますけれども、数字の上では目標を上回るペースで推移いたしております。その下に「介護関連職種の有効求人倍率」の指標も載っておりますが、平成26年度実績で2.92と非常に高くなっておりまして、現場では依然として人材が不足しているという声も聞かれることから、引き続き人材の確保に努める必要があると考えております。

「認知症サポーター数」につきましては、平成27年3月末で6万7,000人余りということでございまして、目標を上回るペースで順調に推移しているところでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。2つ目は「地域づくり」指標になってございます。その中の主な指標として、「延長保育実施保育所数」、「病児・病後

児保育事業実施箇所数」のいずれも順調に推移していると思っておりますが、引き続き実施施設の増加に取り組む必要があると思っております。

また、「障害者のグループホーム・ケアホーム利用者数」でございますけれども、計画策定時より利用実績が増加しておりますが、今後、障害者支援施設における利用定員の減少に伴いましてグループホーム利用者の増加が見込まれますので、引き続き整備を推進する必要があると考えております。

次は、「訪問看護ステーション数」でございます。平成23年度の箇所数から1.5倍ぐらいということで、33年には10万人当たり5.1カ所を目標にしているところでございますけれども、平成26年度までで4.95カ所ということで、形の上では目標を上回っておりますが、今後さらに増やしていく必要があると思っております。

その2つ下の「小規模多機能型居宅介護事業所数」につきましては、平成22年に48カ所、平成33年で140カ所というかなり高い目標を掲げておりますけれども、こうした事業所は、今後、在宅介護を推進していくためには大変重要な施設でありますので、引き続き県と市町村が力を合わせて増やしていきたいということでございます。少し高い目標になってございますけれども、これからも努力する必要があると考えております。

続きまして資料3ページ目でございます。「しくみづくり」指標でございます。上から2つ目の「富山型デイサービス施設設置数」ですが、平成33年に200カ所という目標を設定しており、今の2倍近くまで増やさなければならないという状況にございますけれども、事業者、市町村と連携協力しながら設置の促進に努めていきたいと思っております。

その下、「ケアネット活動の取組み地区数」につきましては、平成33年までに300地区という目標を掲げております。現在、すべての市町村でケアネット活動に取り組まれてはおりますが、引き続き地区が増えるよう取り組みを推進していきたいと思っております。簡単ではございますが、指標の進捗状況の説明とさせていただきます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

新年度予算案や、各種計画を含めた社会福祉関係施策の現状と課題等についてご説明をいただきましたが、これらのことにつきまして、全体的に、どの分野でも良いと思っておりますが、ご質問あるいはご意見等がございましたらお願いいたします。

まず、最初の介護保険制度あるいは地域包括ケアを推進する視点から、何かご意見等はございませんでしょうか。

【濱崎委員】 平成28年度予算案を見させていただきましたが、「福祉人材の養成・確保・

資質向上」については、他の予算額から見ると格段に少ないような気がしました。

現状を話させていただきますと、その上にも記載されていますけども、地域密着型介護基盤整備支援事業13億円、特別養護老人ホーム整備支援事業1億3,500万円。これは結局、施設はお金さえ出せば建てられるのですが、中で働く人間がいないと、箱をつくるだけで利用できないという、これはもう既に都会では多々起こっている現象だと思われま

私。私が勤務しているのは砺波の特別養護老人ホームですけども、特に砺波地域では、昨年、砺波にイオンができた、小矢部にアウトレットができた。そこのパートさんが大量に募集されました。そうすると、そこでは時給が非常に高い。1,000円を超えるような時給で募集されていました。そうすると、あっという間に人がいなくなってしまう、働く人がもういない現状です。

先ほど、有効求人倍率の状況等が報告されましたけれども、非常にこういった状況が起こっておりまして、現在、高岡市内で60床規模の特別養護老人ホームを整備中で、今春オープンとの予定と聞いておりますけれども、職員が集まらないからフルオープンはできないだろうと言われております。

そういうこともございまして、まず建物よりも、人を育てる、人をつくる方にもっと重点を置いていただきたいと思います。

これは前に、申しあげたことがあるのですが、資料6のともに支え合う「ひとづくり」指標の「介護サービスにおける介護職員数」の平成26年度実績が1万5,296人ですが、介護保険制度の改正により、今まで特別養護老人ホームは介護度がついていれば入所できるという制度だったものが、昨年4月からは要介護3以上の人しか入所できない。逆に、要介護3以上で入所しても、入所後、介護度が改善して要介護1や2になった場合は、退所しなければならないと大きく変わっております。

そうなってくると、特別養護老人ホームには、今現在は要介護1の人もいるのですが、今後はそういう人は入居できない。となってくると、特別養護老人ホーム自体の入居者の重度化が進んでいきます。今までの職員数で運営できたことが、これから要介護3、4、5の人ばかりが集まってくると、対応できなくなってくるから、そこでまた職員を増やさなければいけないということが予想されます。今後、入所定員が一緒であっても、各施設が職員を増加させるという方向に動くと思います。

私は前にも、「介護福祉士が富山県で何人働いているのか調査していただきたい」と提案させていただきましたが、「介護福祉士県内登録者数」というのはあくまでも登録者数で

あって、極端な話、亡くなった人もこの中に入っているし、県外へ転居した人も介護福祉士の数としてカウントされていますので、そこら辺を踏まえて一度何とか調査していただいて、実際、逆に他県から来られた人もおられますので、実数の把握をしていただければ良いと思います。看護職員の場合は、何か登録しておられてわかるのだらうと思いますが、そういうことをお願いしたいと思います。以上です。

【利川厚生企画課長】 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず人材の予算の関係でございますけれども、ハード整備の金額と単純に比較されると大変辛いものがあるのが正直なところでございますが、資料2の左下に今ほどご提案のありました福祉人材の関係の予算を乗せてございます。

元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト事業ということで、これは純粋にソフト事業だけです。これで1億1,999万円。正直に申し上げますと、厚生部を所管しているソフト事業の中でこれは相当大きいもの、もちろん運営費支援みたいなものになると、それは非常に大きな事業費ですけれど、これは純粋に、運営費支援というよりも人材を養成して確保して資質向上していくために使うお金ということでございますので、ここでの約1億2,000万円というのは、それ相応の規模のものであるとご理解いただければと思います。

新しい取組みとして、先ほども申し上げました「ボランティア養成」があります。これは、ボランティアを入れれば実際現場で働いている人の負担軽減にもなるということ。それから次の「介護従事者参入促進」というのは、養成校を卒業された方ではないけれども、何とか参入していただけるように、基礎的知識とか技術の入門研修を実施することによって、実はここには書いてございませんが、雇用型訓練という別の事業も設けておまして、そういう事業に結びつけて最終的に就職してもらおうというような取組みも進めようとしております。また、産休が取りにくく、取得するためには辞めなければならないということがないように、その場合は代替職員を確保すればその分について全面的に支援するといったことにも取り組めますので、そういう部分もご理解いただければと思います。

それと、資料6の「介護福祉士県内登録者数」は、先ほど申し上げましたように、累計ベースでの指標になっておりますのでそのように報告しておりますが、これについてはご指摘のとおり、しっかり調査して、登録ではなく、むしろ現場に今いらっしゃる方の人数を把握したいと思っております。

とりあえず、私どもで大ざっぱに把握しているのは、実際、今現場にいらっしゃるのは5,600人程度とお聞きしたことがございますけれども、それは今後できることなら毎年調査

して、どう推移していくのか確認し、いずれ届出制度もスタートすると思われしますので、そういった仕組みも活用しながら、介護福祉士あるいは介護職員全体の人数を十分把握して各施策につなげて増加を図りたいと思います。よろしく願いいたします。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

5 意見交換

(1) 新たな富山県民福祉基本計画の策定について

【岩城委員長】 ちょっと時間も押していて、他の委員からもご意見を伺いたいところですが、事務局から、資料7の新たな富山県民福祉基本計画に関する説明がございますので、そちらを先にお願ひします。

【利川厚生企画課長】 それでは、あまり事務局ばかり説明していたら何のための審議会かわからなくなってしまうので、資料は非常にボリュームがありますが、簡潔に説明したいと思います。

資料7-1でございます。人口減少、少子高齢化の進行ということで整理してございます。ポイントは、ごらんとおり、要は右肩下がりになってくる、人口の総数が減ること。逆に高齢者の人口が、例えば2020年頃に高齢者人口ピーク33万7,000人と橙色の吹き出しに書いてございます。2020年頃に高齢者人口のピーク33万7,000人、そしてその右下に2030年頃に75歳以上人口ピーク20万9,000人と書いてございます。このようなことが今後見込まれるということでございます。

次へ行きます。2ページ目、出生数の関係でございます。まず上のところが出生数ですけども、富山県は昭和47年に1万8,975人だったのが、平成26年には半分以下の7,556人になっている。大ざっぱな傾向は全国と同じような形になっているということです。

その下、合計特殊出生率ですけども、富山県は昭和47年に2.12でしたが、平成26年には1.45と、全国1.42を若干上回っておりますが、傾向とすれば全国と同じような傾向にあるということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。富山県における高齢単独世帯の状況ということでグラフ化されております。まず上の図表が単独世帯で、ずっと右上がりになっております。2010年で11.03%だったのが2035年には14.7%に、7人に1人がひとり暮らしになるという推計になっております。

下の図表は夫婦のみの世帯、老老世帯ということになります。こちらは、2020年頃がピークになって若干下がってくるということで、2035年には4万6,000世帯。これは7人に2人が老老世帯になるということですが、実は上の図表と比べますと、単独世帯が4万6,790世帯ですから、4万6,000世帯である夫婦のみの世帯よりも単独世帯が増えてしまう状況が推計されてございます。

次のページへ行きます。4ページ目です。平成27年度の県政世論調査で、「あなたは介護が必要になった場合どこで生活することを望みますか？」という調査をいたしております。

下の帯グラフの上には、「自宅での生活を希望」が56%、さらにその上、「住み慣れた地域での生活を希望」が73%となっております。それぞれ括弧書きが平成25年度の調査結果であり、いずれも伸びてきております。県民の皆さんはいずれにしろ、住み慣れた地域での生活を希望あるいは自宅での生活を希望しているということでございます。

次のページ、身体障害者の状況でございます。身体障害者手帳保持者の数字でございます。全体的に伸びつつありまして、肢体不自由、内部障害といった方々で84%ほどを占めております。

次のページへ行きます。6ページ目、知的障害者の状況でございます。これは療育手帳の保持者数をグラフ化したものであります。平成17年にはトータルで6,017人、平成26年には7,621人ということで、1,600人余り増えており、増加傾向にある中、65歳以上の方も増えているということでございます。

次は7ページ目、精神障害者の状況でございます。まず上のグラフが2種類ございます。青い三角印は、精神科病院入院患者数の推移であります。入院患者は平成17年度の3,450人から平成26年度に2,900人と減少傾向にありますが、一方で通院者は8,288から1万91人と増加傾向にございます。下には、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を書いておりますが、これにつきましても年々増加傾向にあるという状況でございます。

続きまして、8ページ目をごらんいただきたいと思います。生活保護率の推移でございます。水色の推移が全国、赤い推移が富山県の状況でございます。形は違いますが、全国、富山県いずれも上昇傾向にあって、富山県は平成24、25、26年度とおおむね伸びは収まっている、横ばい傾向になっているということでございます。ちなみに、全国の保護率は1.71%、本県は0.33%ということで、本県の保護率は平成7年度から全国最下位で推移しております。

最後のページ、資料7-2でございます。今ほどは本県の現状を説明させていただきました。データによっては全国と比べて遅いものあるいは早いもの、若干タイムラグはございますけれども、全体の傾向としては、いずれも全国と同じような傾向にあると見ております。こうした中、国では、現状、将来の見通しを踏まえて、福祉の各分野でさまざまな制度改正がなされてきているところでございます。この資料は、そうした各分野における最近の主な制度改正の状況を整理したものでございます。

1つ目の地域福祉の分野では、生活困窮者自立支援法ということで、生活保護制度はありますけれども、それに加えて、新たなセーフティネット、第2のセーフティネットということで、生活に困っていらっしゃる方々の相談支援を行うという制度が本年度からスタートしたところでございます。

2つ目は高齢者福祉ということで、介護保険法が改正されております。先ほど説明もありましたが、地域包括ケアシステムの構築を目指してさまざまな取り組みがなされているところでございます。

3つ目は児童家庭福祉ということで、先ほどからの説明のとおり、子ども・子育て関連3法が施行されて、いわゆる子ども・子育て支援新制度がスタートしたということ。さらに、その下に子どもの貧困対策ということでございますけれども、ひとり親家庭に対する支援とか児童虐待防止というような観点での取り組みも実施しているところでございます。

さらに4つ目、障害者福祉についても説明がございましたけれども、障害者差別解消法あるいは県の条例がいずれもこの4月から施行されるという動きでございます。

今ほどの県のさまざまなデータあるいは国の制度改正の動き等々も含めまして、皆様方が日頃から感じていらっしゃることにつきまして、色々ご意見をいただければと思います。そうしたものを今後の新しい計画づくりに反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

時間がなくなってまいりましたが、質問等を受けたいと思います。何かご意見がございましたらお願いいたします。

【宇於崎委員】 せっかくなので意見を言わせていただきたいと思います。私は前回から参加させていただいておりますが、4点ほどこの会議についての提案、提言をさせていただきたいと思います。

1点目は、この審議会が平成27年度も残り1カ月余りになっての開催ということで、県

でも予算の審議がなされようという段階になっておりますけれども、この審議会開催のタイミングをもう少し早くしてもらいたい。今後の開催に際しては、前年度の実績として、多くの指標が出ていますけれども、確認できた段階で速やかに、遅くとも年度が始まって半年以内に開催されることを希望します。

過去の専門分科会の活動については、県のホームページでしか見る機会がありませんけれども、この1年間を見ると、高齢者福祉専門分科会は2回ほど開催されたようですが、他の専門分科会の活動報告がホームページに掲載されていないということで、多少心配しているところです。専門分科会、審議会の開催を定期的に行っていただいて、内容を議事録として公開していただきたいと思います。それが1点です。

2点目は、前回の審議会での課題ということですが、自分が認識したのは、1つ目に、保育士、看護師、介護福祉士の継続的な実数把握と充足状況の再確認ということで、こういう話が先ほどもありましたけれども、この辺は継続してちゃんと実績と充足状況がわかるような調査をしていただきたいと思います。2つ目としては、特別養護老人ホームに関してです。その整備不足や収容人数の確保についての対応が宮田副委員長からも出されたと思います。最近、新聞報道では、富山県の整備率が、政府が目標にしていた2014年の目標に対して82%という数字が出ています。先ほどの県の資料からは、特別養護老人ホームは充足しているということで、十分あるような錯覚に陥るのですが、実際に国の指標と比べると富山県は未達成だということになります。実態について私はよくわかりませんが、感覚的に特養は不足しているのではないかと思います。本来、施設介護されるべき人が十分されていないのではないかなと心配しています。3つ目は、前回の審議会での提案として、市役所などの公共機関における手話通訳者の常駐化や配置という話がありましたけれども、これも、実際は、費用や効率を考えると常駐というのは難しいと思いますが、昨今のITの普及で、自動翻訳機や画像認証して翻訳するツール等もあるように聞いていますので、こういう機器の採用、配置といったことも県から関係機関に提案していただければと思います。

3点目は、平成28年度で中期目標が一区切りになりますけれども、中期目標に対しての実績値というのは報告されていますが、正直言って、何が問題なのかというところが見えなくて、数値目標に対する行動計画として、どういう行動が行われたのか、行動計画が的を射たものであったのかという評価について、県からも提示していただければと思います。

4点目に、先ほども介護福祉士などの人材確保は難しいという話がありましたけれど、

やはり、介護福祉士や保育士の最低賃金を上げる必要があると思います。今746円というのが富山県の最低賃金ですが、県でも、これを1,000円に近付けるような取組みができると思いますので、お願いしたいと思います。また、例えば、個人県民税として4%を払っていますが、個人県民税も、若い介護職員に対して免除するとか、そういった大胆な政策もあっていいのではないかと思います。以上です。

【岩城委員長】 大変難しい質問が多くあったように思いますが、何かわかる範囲で事務局から回答できますでしょうか。

【利川厚生企画課長】 幾つかご意見をいただきました。

まず早く開催してほしい、上半期に開催というお話がございました。先ほど計画策定のスケジュールをご説明させていただきましたけれども、このスケジュールはあくまでも計画策定のためのスケジュールになってございますが、こちらから情報提供できるもの、また委員の皆様方からご意見、ご提言いただけることもあろうかと思っておりますので、できるだけの機会を活用させていただきたいと思っております。

それから、指標に関する評価あるいは実績のことについては、本日はお示しできなかった部分がありますけれども、できるだけそういった部分についてもお示しできるようにしていきたいと思っております。

最低賃金の話はなかなか難しいところがございまして、これは県というより国が所管していることですが、厚生部所管の部分で言いますと、介護、看護、保育という部分については、もちろん最低賃金を上回っておりますけれども、決して高い状況ではないと思っております。その辺は、国が介護報酬や診療報酬等で制度化している部分がありますけれども、県とすれば、これまでも、国にアップしていただけるよう働き掛けをしてきましたが、一方では、事業所さんのご努力が必要な部分もあると思っております。

今、お答えできるのはそんなところですので、他にいただいた課題については、今後も検討して対処していきたいと思っております。ありがとうございました。

【濱崎委員】 すみません。最低賃金の話が出ましたけれども、過去の報道等で、介護人材の給与水準が低いとされておりますけれども、実際の話をしていただくと、富山県内においては低いことはないと思っています。低いと出てきたその根拠がよくわからないのですが、私は特別養護老人ホームに勤務しておりますけれども、特別養護老人ホームという施設は、介護保険制度が始まった平成12年度から数が急増しております。そして始まって15、16年経ちますので、そのときから介護職員の数が膨大に増えてきている。となれば、

勤続年数から考えるとせいぜい十数年。途中から入った方もおられますので、勤続年数は非常に短いこととなります。その平均を取れば、当然のことながら安い給料しか出ない。

報道では、月で10万円以上も他の職種より安いとされていますけれど、これは比較する統計算出の問題だろうと思います。実際、私どもの職場で働いている職員の給料水準と県内他職種の給料水準を比べると、決して安くはないですし、休暇の数とかの福利厚生の方でも、決して介護職員の給料は大変悪いとまでは言えないと思います。

確かにトヨタやパナソニックなどの日本を代表する大企業と比べると、さすがに劣るかもしれませんが、県内レベルで考えるに当たっては、決して給料の水準が低いことはないと思いますので、やはりそれはメディアの10万円以上低いというのが、県民の頭の中に浸透してしまっている。それによって、お子さんを抱えているご両親も、介護職員は他職種より10万円以上も低いなら駄目だということで、福祉系の学校へ進学させないということが起こっているのではないかと思います。先ほども言いましたけれども、さすがに「時給1,200円でパートさんを雇え」と言われると無理ですが、最低賃金というのは当然ながら軽くクリアしておりますので、そういった点では大丈夫かと思えます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。まだまだ発言の希望もあるかと存じますが、予定していた時間をオーバーしておりますので、この辺で本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。

なお、本日の会議後にお気付きの点、富山県の福祉全般に関しましてのご意見、ご提言がありましたら、事務局が配付しておりますご意見・ご提言用紙にお書きいただきましてご提出くださればと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。提出されましたご意見につきましては、今後の審議会の参考にさせていただきたいと思っております。また、県におきましても今後の施策の参考にさせていただきたいと思えます。

6 閉 会

【岩城委員長】 それでは、これで閉会にしたいと思います。審議会運営へのご協力、本当にありがとうございました。